

西成田豊著

## 『経営と労働の明治維新』

——横須賀製鉄所・造船所を中心に』

評者：高村 直助

著者西成田氏は、戦前期の労働史研究の第一人者として活躍されてきたが、今回は近代移行期を問題とし、幕末に建設の始まった幕営・官営軍事工場である横須賀製鉄所・造船所の労働史を究明されている。

「序論」において著者は、「生産手段生産部門」における近代的工場労働者形成についての研究史を、近世の職人との関係について断絶説と連続説とに分けて検討し、連続説に立って「職人転生の論理を実証」（17頁）することを課題とされる。対象時期は、建設の始まった幕末期から、著者が明治維新の終期とされる1889～90年に置かれる。

本論は3章立てで、幕末期を対象とした第1章「幕末維新时期における横須賀製鉄所の建設と諸政治勢力」、明治初年のフランス人指揮下の1875年までの創業期を対象とした第2章「雇フランス人監督下の横須賀造船所」、フランス人解雇後、本格的造船開始期に当たる1876～1890年を対象とした第3章「定雇職工・海軍工夫制度下の横須賀造船所」によって構成されている。

史料としては、周知ではあるが膨大で「特有の煩雑さ」（15頁）を有するために十分活用されてこなかった横須賀海軍工廠編『横須賀海軍

船廠史』、断片的ながら人事関係の情報を伝える『公文類纂』、フランス側関係者の書簡や報告をもとに1930年代のフランスの海軍雑誌に掲載された論文が、主として用いられている。

本論の内容を各章節に即して逐一追う余裕はないので、「結論」の要約をもって内容の紹介に代えさせていただくことにしたい。「横須賀製鉄所・造船所の労働者の多くは、江戸－東京の職人である」（235頁）り、「雇フランス人のドラチックな解雇が可能であったことは、近世（幕末期）職人の技能的自立の高さにあった」（236頁）。しかし彼等は、任官採用や軍属或いは軍人扱い等を通じて「国家的・軍事的「名誉意識」に再編成」（237頁）されていった。またその過程で、縁故採用、満期賜金、長期勤続を前提とする定年制、職工に対する経営側の一方的査定、経営側による「職工組合」の組織化という5つの点で、「日本的雇用・労働慣行」の下に置かれていった。さらに、明治維新の「革命性」は、農民の一部が官吏に採用されて「支配層に転換」（239頁）したことと、旧幕体制を支えてきたフランス勢力を一掃したことに示される、とされている。

本書の成果は、特に次の2点に認められるといえよう。

第一は職工採用関係の史料を発掘分析して、職人が職工に採用される具体的事例を数多く明らかにしたことである。「職人転生」を主張する著者は、従来はほとんど未利用であった「公文類纂」から、断片的ながら職工採用に関する史料を発掘して、職工の前身を明らかにすることに努められた。その結果、職人、特に江戸・東京や西南諸藩出身の職人が雇用される事例が多かったことを示されている。

初期において職人経験のある者の採用が多かったことはその通りであるとして、その職人の

役割についての評価は妥当であろうか。先に紹介したように、職人の能力の高さがフランス人解雇を可能にしたとされているが、その実証上の最も重要な根拠は、1874年10月に旋盤職フランス人が病氣帰国しても、その補充の必要がないとされた（99頁）ことにあるようである。しかし表5（98頁）によれば、同年7月現在、原則としてフランス人は各掛に1名ずつ配置されているのに、「旋盤鑿掛」だけは3名である。つまり上記の事例は、ある掛が全くフランス人抜きでやって行けるというのではなく、フランス人3名が2名になっても何とか可能である、ということの意味していたのではなかろうか。だとすれば、この事例から直ちに一般的にフランス人不要との結論を出すのは性急にすぎないであろうか。また、史料解釈はいずれにせよ、これは、木造船建造段階のことである。「職人転生」が鉄艦、鋼鉄艦建造段階についても当てはまるか否かは、さらに慎重な検討が必要であろう。

そのような目で以下の記述を読み進んでみると、鉄艦、鋼鉄艦建造段階での「職人職工」の役割が積極的に解明されたという印象は持ちにくい。むしろ第3章では、「従来の職人的技能がそのまま通用するような職種」では、外部の職場との競争から「賃金が相対的に高く」、「旧来の職人色が薄い」職種では「賃金が相対的に低い」とされている（210頁）。そして実は、後者に属する製罐掛、船台掛、旋盤掛、組立掛等の職種こそが、「艦船建造における中核的な職種」（216頁）だとされているのである。

後者の、未経験者を内部で養成したものが主流を占めると見られる職種に属する者が、むしろ基幹部分の担い手になっていったのであるとすれば、著者の強調される「職人転生」は、過渡的な役割を果たしたにとどまる、或いは基幹部分以外の周辺部分を支えるにとどまる、とい

うことにならないのであろうか。そうなる問題は、単純な連続か断絶かという議論ではなくなるのではなかろうか。

さて、本書の第二の成果は、『横須賀海軍船廠史』を主たる史料としつつ、労働関係の規則の改廃による職工の採用条件や労働条件、身分的条件等の変化、技術者養成施設の整備過程が詳細に解明されていることである。とりわけ官吏登用と徴兵制度への対応等の身分的制度的変遷、技術者養成施設の整備が克明に検討されていることが印象的である。

徴兵制度との関連については次の通りであった。1875年には、年期のない日雇職とは区別された「定雇職工」制度が発足するが、翌年の徴兵令改正で彼等は徴兵を免除される軍属の扱いとなり、その後1883年には「海軍工夫」と改称され、1889年の徴兵令改正に対応した4月の勅令第58号をもって「常備兵籍」（198頁）に編入され、軍人として扱われることになった。ただしこれには海軍省内でも批判があり、90年3月の勅令第25号により「海軍工夫」は廃止されて「職工」とされた。

幕末の「製鉄所伝習生」に始まる技術者養成施設については、1870年に設置された「饗舎」の変遷が、規則改変を手がかりに詳細に検討される。当初は青年にフランス語教育を施したうえで学理を学ばせる性格が強かったが、雇フランス人解雇の頃以降、学理的な部分は東京開成学校（東京大学）に依存する一方、1871年開設の「職人饗舎」を継承した通学工夫制度を拡充する方向で整備され、「饗舎」では学理と実地との統一的な教育を重視するようになり、就業者に半日就業しつつ学ばせる態勢をとり、1889年には海軍造船工学校に改組された。

また1877年には海軍省技術官等級が制定され、「饗舎」卒業後昇進した「工手」は「等外

吏」として官僚機構の末端に位置づけられた。当初は厚遇されなかったが、次第に賃金は増額され、基幹的な掛に重点的に配置されるようになっていった。「工手」は一時「海軍工夫」に吸収されたが、86年には「工夫長」として再編された。

以上の記述を通じて、「国家的・軍事的「名誉意識」に再編成」されたという著者の論旨は、かなりの程度実証されたといえよう。しかし最後のあたりで留保を付けざるをえない。1889年の海軍工夫の軍人扱いでことが終わってれば、著者のいうとおりでであろうが、しかし本書の記述の限りでは、僅か1年後の1890年に「海軍工夫」は廃止され彼らは軍属でも軍人でもなくなっているのである。これでは、「軍事的「名誉意識」に再編成」する動きが挫折したということにはならないのであろうか。

また「定雇職工」「海軍工夫」の軍属・軍人としての扱いは、熟練工確保の意図を含んでいた(185頁)とすれば、徴兵免除廃止は、まさに鋼鉄艦建造本格化の時期の熟練工の確保に打撃を与えなかったのであろうか。その問題を意

識されてであろうか、最後の「若干の展望」において著者は、定年延長や91~92年時点で賃金水準が一般機械器具「職工」(鍛冶工)よりも高かったことを指摘されている(240~241頁)。しかしこれに先立つ第3章においては、賃金、とりわけ旧来の職人色の薄い基幹職工の賃金が、1880~86年頃には職人に比較して「はるかに低い」ことが強調され、「職人の賃労働者化は、賃金の低下をまねいたといわざるをえない」(209頁)とされている。或いはその後の数年間に賃金制度の大変革があったのであろうか。この辺はぜひ具体的な説明のほしかったところである。

以上、成果の評価より批判的言辞の方が多くなって恐縮であるが、最近あまり活発ではない近代移行期の研究の活性化を期待しての発言として、お許しいただければ幸いである。

(西成田豊著『経営と労働の明治維新—横須賀製鉄所・造船所を中心に』吉川弘文館、2004年6月、5+247+7頁、5000円+税)

(たかむら・なおすけ 東京大学名誉教授)